

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 8 年 2 月 25 日 (水) 午後 13 時 30 分～14 時 45 分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

出席委員

| | | | |
|------------|-----------|------------|-----------|
| 会長 西坂 秀徳 | 1 番 迎 幸枝 | 2 番 田中 恵 | 3 番 松尾 政敏 |
| 4 番 渡邊 稔 | 5 番 永島 宏行 | 6 番 川原 浩 | 7 番 森 計人 |
| 8 番 琴浦 清 | 9 番 森 武敏 | 10 番 清心由紀美 | 11 番 森 土雄 |
| 12 番 宮脇喜八郎 | 13 番 森 重幸 | | |

事務局及びその他の出席者

事務局長 小林 竹哉 書記 坂本 修一 光増 彩

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

- (1) 農地の合意解約について 2 件
- (2) 農地改良届について 1 件

5. 議 事

| | | |
|----------|----------------------------|-----|
| 議案第 26 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | 3 件 |
| 議案第 25 号 | 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について | 5 件 |

6. その他

| | |
|------|---|
| 事務局長 | <p>時刻となりましたので2月期の農業委員会総会を始めたいと思います。会長の方からよろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>皆さんこんにちは。お忙しい中にお集まりいただきありがとうございました。</p> <p>先般、2月6日に県の女性の大会がありまして、清心さん始め、迎さん、局長と私と光増さんと出席したわけですけど、その中で清心さんが事例発表されました。年金についてお話しされまして、非常に中身の濃い発表だったと思います。もしよければまた来年開催時には皆さんも一緒に参加していただければと思います。そういう事で、その他の件等でまた清心さんから何か話があれば伺えたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>早速ではありますけど、これから2月の総会に入らせていただきたいと思います。</p> <p>議事録署名委員の指名についてということで、6番の川原委員それから7番の森委員にお願いしたいと思います。</p> <p>報告事項、農地の合意解約についてということで、2件ございます。事務局よりお願ひします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、始めていきます。次の通り通知があったことを報告します。農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法関係事務処理要領の第9の3の(3)の規定により通知があったことを報告します。解約が2件出てきております。</p> <p>1件目が、貸された方が川内郷の方で、借りられた方が坂本郷の方になります。この農地が川内郷2108と2206-2、面積が1054㎡と387㎡の茶畑になります。こちらが合意解約で、規模縮小のためです。3条で10年の契約だったんですけども、今回解約となっております。次の件も同じ方なので、このまま続けて報告します。</p> <p>2件目が坂本郷で貸された方が東京にお住まいの方、借りられている方が1件目と同じ方になります。こちらも規模縮小のための合意解約で、場所が坂本郷の6筆になります。1402、1405、1407、1408、1411、1479の6筆です。こちらも3条で10年間借りられていたんですけど、今回解約となっております。</p> <p>地図が次のページの4ページに載っております。場所が大楠駐在所の前を上って行って愛宕運動広場の上をまたのぼって、他に目印がないところになるんですが、茶畑が3筆あるんですが、こちらを解約されております。</p> <p>次に5ページ、こちらは農地がちょっと離れたところに2か所あるんですけど、坂本コミュニティーセンターの近くの上の方にある茶畑をまとめてされていたところを辞められるということで、解約が出てきております。事務局からの説明は以上となります。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。合意解約についての説明がありましたが、この件に関しまして何かご質問とかございませんでしょうか。無いようですので次の(2)の方に進みたいと思います。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>(2) 農地改良届について1件ございます。事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい、資料は7ページになります。報告第2号東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記の通り提出されたので報告します。1件出てきていまして、里郷1558-3、1559-1、1560-1です。登記地目と現況地目共に畑となります。3筆合計で981㎡です。改良の届出者が、里郷の方で着工が令和8年6月1日で完了が令和9年6月30日の予定で、改良の内容については畑から田に転換ということでした。一応田畑転換という事で今回届出を出していただきました。近隣の農地の方には同意も取られております。こちら元々水田だった圃場に、ビニールハウスを建ててアスパラを栽培されていたんですけども、そのビニールハウスについては令和6年の10月に解体して、今は畑として利用している状態です。そこをさらに田んぼに変えるというような内容になっています。</p> <p>次の8ページに場所を載せておりまして、国道34号の大村方面にいて、やすらぎの里の入り口付近から上って行って高速道路のすぐ横の圃場になります。</p> <p>資料の9ページに現地写真を載せています。11ページ以降は届出書のコピーを載せております。今日の午前中に現地確認に地元委員さんと当番委員さんと事務局と会長で行きまして、水田になりますので、水を引くようになるんですけど、今水利権を持っておられる水利関係者の同意ももらっていますということでしたので、特に問題はないのではないかとということで意見をいただいています。説明は以上になります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>はい、ありがとうございます。今の事務局から説明があったとおりに、今日は本日午前中に現地確認に行っております。後は地元委員の宮崎委員、松尾委員何かあればお願いしたいと思います。</p> <p>(「ありません。」の声)</p> <p>ありがとうございます。当番委員として宮脇委員と森委員も来ていただきましたけど。</p> <p>(「何もありません。」の声)</p> <p>ありがとうございます。この件につきまして皆さんからのご質問とかありましたらお願いしたいと思います。何もないでしょうか。それではこの件につきましてはこれで報告を終わりといたします。</p> <p>それでは議事の方に入ります。議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」という事で3件ございます。事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>はい、資料は16ページになります。議案第26号次の通り許可申請があったので審議を求めます。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により意見を決定するため審議を求めます。3件あります。</p> <p>まず1件目所有権移転の申請になります。住所が蕪郷1451、登記地目畑、現況地目</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>樹園地の茶畑になります。ここが面積 1,468 m² で譲渡人の方が坂本郷の方で、譲受人の方が中尾郷の方です。申請事由としては経営規模拡大のために、有償での売買になります。1筆 55 万円での売買という申請です。資料 17 ページに場所を載せてあります。町道平似田太ノ浦線を演習場の方にのぼって行くと、三井木場池や蕪池などの池が 3 つあるんですけど、そちらの方に行くところのぼる道があります。そこに茶畑が広がっているんですけども、そこの中の 1 筆を今回買われる申請です。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。今説明がありましたけれど、何かこの件に関しまして地元委員さん何かありましたら。</p> |
| 山本委員 | <p>作っていただける方がいらっしゃって非常に助かります。以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。その他何か皆様からご質問とかないでしょうか。ないようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。それはでこの 1 番に関しまして、問題ないと許可相当と思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思えます。引き続き議案の説明を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい、2 番になります。こちらは所有権移転になるんですけど、これは無償での所有権移転です。場所が八反田郷 764-2 で登記地目現況地目とも畑です。広さが 163 m² で元々持っている譲渡人の方が瀬戸郷の方、受ける方が八反田郷の方です。こちらは元々これが家庭菜園ぐらいの畑になっていまして、すぐ近くに今回譲り受ける方の家がありまして、ずっとこの方が実質的に管理をされていたので、今回正式に譲渡しますということでした。以前にも譲渡を検討したんですけども、その当時は下限面積と言って、すでに農地を持っている方しか、新たに農地を取得できないという法律上の決まりがありましたので、断念されていまして。今回また相談がありまして、令和 5 年 4 月 1 日の農地法の改正で、この下限面積要件が撤廃されて、農家じゃない方も農地を取得できるようになっていますので、今回それで所有権移転をするということになりました。場所が 18 ページです。これが国道 34 号を大村方面に行く時に、八反田のセブンイレブンさんがあるんですけど、そこから県道千綿溪線がありまして、龍頭泉の方に行く県道なんですけど、そこをいきますと高速道路があります。そこからさらに進んだところに岩永運送さんがあるんですけども、そのすぐ近くの畑になります。説明は以上になります。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。この件に関しまして、地元委員さん何か補足とか質問とかございましたらお願いしたいと思えます。特段ご質問はないでしょうか。補足とか。何も無いようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>それでは 2 番につきまして、問題ないという事で賛成の方は挙手を持ってお願いします</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。あの今事務局から説明があったようにですね、農地法の改正で下限面積なしで農地の購入ができるようになっております。明らかに今回のように問題ない場合はいいんですけど、明らかに農業と関係ないような人が、大きな土地を求めて申請が上がった時には、この総会の場で何らかの理由があれば許可を出さないようにしていかなければ、誰でもかれでも農地を買ってしまって、混乱する可能性もありますので、今後そういう事が出てきた場合には十分に検討していただいて、質問等をしていただいて進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。引き続き、3 番の説明を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい、3 番目です。これが賃貸借権の申請になります。場所が法音寺郷 812-1、登記地目現況地目とも田になります。面積が 1,318 m²で地主の方が蔵本郷の方、借りる方が菅無田郷の方で、事由としては規模拡大のためです。賃料としては 1 筆物納の米 40 kg です。反あたり 30 kg の契約なんですけど、1,300 m²あるので米 40 kg になったということで聞いております。期間は 5 年間です。令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日までになります。この賃貸借については、契約条件、賃料等が変わらない限りは自動継続扱いになっております。資料の 19 ページに場所を載せております。旧大楠小学校から広域農道の方に戻ったところに彼杵川がありまして、ちょうど彼杵川沿いの田んぼになります。説明は以上になります。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。前回改良届で出ていたと思いますが、下の田んぼになります。この件に関しまして補足とか説明とかご質問とかありましたらお受けしますけど。特段ないでしょうか。採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。それでは 3 番につきまして許可相当と思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは続きまして議案第 27 号「農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について」ということで 5 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい、議案第 27 号です。20 ページになります。次のとおり、促進計画案について審議を求めます。</p> <p>1 件目が 6 筆ありまして、八反田郷 642、634-1、645、657、658-1、661 でこちらが登記地目畑、現況地目樹園地で茶畑になります。6 筆合計で 5,518 m²で作物は茶、貸す方が八反田郷の方、公社中間管理機構を通して借りる方が、中尾郷の方で、期間が令和 8 年 5 月 10 日から令和 38 年 5 月 9 日までの 30 年の契約になります。長期で借りるような契約です。新規です。新たに借りる使用貸借ではあるんですけど</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>議長</p> | <p>相対でお茶を物納されるという事で申請されています。場所が資料の 22 ページに載せておまして、県の工業団地グリーンテクノパークのすぐ下に牛舎があるんですけど、そのすぐ下の茶畑になります。説明は以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございました。今の説明をいただきましたけど、この件に関しまして補足とか質問とかありましたらお受けしますけど。</p> |
| <p>森（計）委員</p> | <p>7 番森です。公社を通した場合は物納はできないと聞いていたと思うんですが、その辺の確認をしたいのでお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>物納が出来ないので書類上は使用貸借になるんですけど、お礼といたしますか、そういう感じでお茶をあげますよという事で一応申請されています。正式な契約上では無償扱いです。</p> |
| <p>森（計）委員</p> | <p>はい、わかりました。</p> |
| <p>議長</p> | <p>引き続き公社の方にも物納でも契約が出来るようにということで相談はしていきたいと思っております。公社の方が使用貸借にして実際物納の部分だけ東彼杵町の農業委員会で間に入ってやればという話をしていたんですけど、そうすると二重契約で後々トラブルがあった時に良くないということで、今の 3 条の方で事務局の方で色々方法を考えていまして、こういう場合は 3 条の方で借りられるように。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>元々中間管理機構を通すときに物納はできていたんですけど、物納は米での物納で、今回は茶の物納なんですけど、茶の物納については昔から正式には出来なかったんです。米は出来ていました。今回公社の方で物納は対応しませんという事で、取り扱いが出来なくなったのですが、国の方針としてはなるべく一本化して中間管理機構を利用して行きましょうという事なので、一応申請に来られた時に、物納ができなくなりましたので、賃貸借の場合は物納ではなくてお金にしてくださいと最初に説明をしています。それでも物納がいいと言われた時は書類上は使用貸借無償にして、お礼みたいな感じで米等をあげますとかいうのも出来ますし、きちんと書面上正式にしたいのであれば、農地法 3 条を使って物納で正式に申請をするかどちらかになりますと説明をしています。ただ、中間管理機構で申請をすると、結構こちらで書類を作れて、申請者は印鑑を押すだけという事で手続きが簡単で、3 条での契約になると、申請書に農機具の所有状況や耕作面積など色々書いてもらわなくてはいけないところが多かったり、中間管理機構の申請の場合は、登記簿を公用で役場が請求できるので、申請者が登記簿を取る必要がないのですが、3 条契約は公用請求が出来ないので、申請者が法務局に行くか、インターネット上で登記簿を取得しなければならないなどと、どうしても書類にかかる手間とか、登記簿を取る手間があって、3 条ではなく中間管理機構をとおして借りて、書類上は無償にする</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>けどお礼みたいな感じで米やお茶をあげます、というような申請が最近多くあがっています。今森委員から質問があったんですけど、今後こういった、書類上は無償だけど個人的にお礼として渡すというのは、何らかのトラブルがあった時に、このままちょっといいのかなというところがあるので、今後皆さんに確認しようと思っていました。ひとつ事務局が今考えているのは、登記簿を取るのに、じつは国のシステムがありまして、行政の方で登記の情報を確認できる制度があるんですが、令和7年度から国が使っていたのを、地方自治体も申請をして、許可が出れば同じシステムが使えるようになるので、今申請をしているんです。申請が通れば、申請者の方が3条や転用や5条の申請時に、登記簿の添付が不要になります。そうなればちょっと3条申請の手間が少なくなるので、今後は物納がしたいという希望があった場合は中間管理ではなくて東彼杵町としては3条にしてくださいと統一する方法もあるんじゃないかと思っていますところなので、今後システムが使えるようになったら改めて決めないといけないなと思っていますところなんです。</p> |
| 議長 | <p>今そういうかたちで、出来るだけ農家に寄り添った契約が出来るようにと考えております。その件につきまして改めてまた皆さん方に説明して審議していただきたいと思えます。丁度こういう実例があったんで、その時にもうちょっと説明をしとこうかと今時間をとらせていただきました。</p> <p>今1番の件について説明があったんですけど、中間管理事業で30年という事で、この件に関しまして他に何か質問とかございましたらお受けしますけど。ないでしょうか。</p> |
| 森武敏委員 | <p>年数についてです。一般的に10年で借りられてると思うのですが、30年とはどういうことですか。</p> |
| 事務局 | <p>中間管理機構を通して借る場合は、できるだけ長期で借りてくださいという事を公社の方からお願いされていて、最短で今10年ですという事で皆さん10年を選ばれるのが多いんです。今回長いのがちょっと中間管理の申請受付が農林水産係の方なので、直接自分も話したわけではないんですけど。おそらく今回若いお茶農家の方が借りられるので、長期ですとお茶をやっていくということで、この長い期間で借りられたのかなと思っています。</p> |
| 議長 | <p>以上でよろしいでしょうか。例えば5年ぐらいでもちょっと引退したいと思ってもやっぱり10年というかたちで借りないといけない状況なんです。最悪の場合は合意解約みたいな感じで途中で解約することも出来るという事で最短が10年、最長は期限はなしですね。</p> |
| 事務局 | <p>おそらく</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>という事で今回は 30 年という事です。他に何かご質問があれば。</p> |
| 福田委員 | <p>たしかこの土地は、3 年前ぐらいにまとめて茶畑を一括で所有されているんですけど、大きな畜産農家なので、口蹄疫とかなった時に、牛舎の近くに埋葬しなくてはいけないんですね。そのためにこの土地を求められたと思います。だから 30 年という長い期間の賃借となるんですが、もしそういう風なものがあれば、ここも全部牛が 350 頭いるので、そういう埋めるために、いつか一回はそうになってしまうのではないかという感じがします。ちょうど今鳥インフルとかがあって、この間もつぶしているのではないですか。そんな感じで口蹄疫とかになったら移動禁止になって、牛舎の近くで全部埋めてしまわなくてはいけないということで、そのためにこの土地を求めていたのではないかと思います。親戚の方もおられたので。だから 30 年の契約になっているので、何もなければ別に問題はないんですけど。何かそういう事があった時には多分ここは埋葬場所になって行くのかなという感じがします。</p> |
| 議長 | <p>成り行きはそうだったかもしれないですが、今のところこちらに全然情報が入っておりません。心配するのは例えば 30 年以内にそういうものが起きて、埋葬場所で茶畑を全部抜いてしまうことがあった時に、色々トラブルが起きないといいなと思うところがあるんですけど。特段そういう情報もいただいておりませんので、もうちょっと事務局の方で、受付が違うので確認をしたいと思います。</p> |
| 福田委員 | <p>持主さん自身も作ってもらわないと管理が出来ないので、これだけの茶畑を。自分の仕事の他に茶畑の管理の維持管理が出来ないので。その間は作ってもらわないと。そういうことを分かってですね。なので使用貸借になっているのかなという気はするんですが。</p> |
| 議長 | <p>お互いにそういうことを分かってですね。</p> |
| 福田委員 | <p>そういうことだろうと思っています</p> |
| 議長 | <p>わかりました。ちゃんと確認をしていただきます。とりあえず二人の中では問題がないかあるかとりあえず判断していきたいと思っています。他に何か質問はないですか。ないようでしたら今の現状で採決を取りたいと思います。1 番に関しまして問題がないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> |
| | <p>(挙手多数)</p> |
| | <p>はい、ありがとうございます。一応この後確認をしますけど賛成多数という事で進めていきたいと思っています。ありがとうございました。</p> |
| | <p>続きまして 2 番の件につきまして事務局から説明をお願いします。</p> |
| | <p>はい、2 番になります。2 筆ありまして、彼杵宿郷 1228、千綿宿郷 608、こちら登記</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>地目畑、現況地目樹園地茶畑になります。2筆で2307㎡で作物は茶です。1228の方が1筆6,000円、608の方が1筆4,000円の賃貸借有償での貸し借りになります。貸す方が中尾郷の方、借りるのが中尾郷の方。これが15年の契約になります。令和8年5月10日から令和23年5月9日までで、これは元々基盤強化法で借りられておりました、契約期間が切れましたので、中間管理機構の方で継続して借りるような申請です。資料23ページに載せています。場所は町道宿太ノ浦線と広域農道の交差点がありまして、こちらを彼杵方面へ行ったところの上の茶畑になります。これがちょうど彼杵宿、千綿宿の境のところの賃貸です。茶畑としては1枚の茶畑なんですけど、ちょうど境なので、上が彼杵宿郷1228、下が千綿宿郷608という事で住所はそういう事になっております。説明は以上になります。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。2番につきましてご質問とかご意見とか補足がありましたらお願いしたいと思います。ちょうど彼杵宿と千綿宿の真ん中がございます。町民グラウンドがちょうど真半分で彼杵宿と千綿宿となっております。何か質問はないでしょうか。無いようですので採決の方に入りしたいと思います。2番の件につきまして問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします (挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思えます。</p> <p>続きまして3番の件につきまして、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい、資料が21ページ、申請番号が3番、場所が中尾郷638-1、登記地目畑、現況地目樹園地、面積が803㎡、作物は茶です。これも1筆で8,000円の賃貸借の契約です。貸す方が中尾郷の方、公社を通して借りるのが中尾郷の方、期間が令和8年5月10日から令和28年5月9日までの20年の契約になります。新規の扱いになっていまして、最初の3年は使用貸借で4年目から金納の8,000円が発生するという事で聞いております。場所が24ページに載せております。これが先月に改良届が出ていたところの畑になります。町道大野原高原線を上って行くと中尾集落がありまして、ちょうど集落のこの畑になります。説明は以上になります。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。改良届が出ていたところですか。この件につきましてご質問とかありましたらお願いしたいと思います。何もないようでしたら採決の方に入ってよろしいでしょうか。 (「はい」の声)</p> <p>それでは3番につきまして問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします (挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思えます。</p> <p>続きまして4番を事務局より説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>はい、申請番号 4 番です。坂本郷 3245-14 です。これが登記地目畑、現況地目樹園地、面積が 1,233 m²で作物がお茶です。貸す方が嬉野市の方で、これが未相続の農地になりますので、相続人代表の方が契約の名義になっております。公社を通して借りるのが嬉野の農事組合法人です。これが令和 8 年 5 月 10 日から令和 18 年 5 月 9 日までの新規の契約の 10 年間です。場所が紙の資料の 25 ページに載せてあります。町道坂本中尾線の町道沿いに大山製茶さんがありまして、そこから佐賀県との県境の方に上って行ったところの茶畑 1 筆になります。説明は以上になります。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。今の件につきましてご質問とかありましたらお願いしたいと思います。質問はないでしょうか。無いようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。それでは 4 番に関しまして問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思います。</p> <p>次の 5 番につきまして事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい、申請番号 5 番です。21 ページになります。蔵本郷 1501、登記地目、現況地目ともに田です。1 筆 2,050 m²で作物は水稻です。これは使用貸借の申請になります。貸す方が蔵本郷の方、中間管理機構を通して借りる方も蔵本郷の方で、貸すのが令和 8 年 6 月 10 日から令和 18 年 6 月 9 日までの 10 年間の期間です。元々中間管理機構を通して借りていたのが期間満了になりましたので、継続という申請です。米の物納なんですけど、中間管理機構を通すなら正式に物納はできませんので、一応書類上では使用貸借でお礼のような感じで物納されるということであがってきております。場所が 26 ページに載せています。国道 205 号のところに東彼杵中学校とコメリさんがあるんですけど、その裏の水田になります。説明は以上になります。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご質問とかご意見とか補足とかありましたらお願いしたいと思います。何も無いようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>はい、それでは 5 番に関しまして、問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。許可する方向で進めていきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。議事の方はこれで終わりにになります。</p> |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

6 番

7 番